

事 務 連 絡  
令和6年11月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

### 自家用車活用事業における運賃料金制度の解釈について

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）の運賃及び料金については、利用者と事業者の運送契約を明確化するため、走行距離に応じて乗車前に確定する事前確定運賃制度に準ずることとしている。

時間制運賃についても、事前に運賃が確定することが一般的であるため、事前確定運賃制度に準ずるものとして解釈するので、その旨了知されるとともに、管内のタクシー事業者に周知されたい。

なお、目的地やルートなどは事前に利用者から聞き取りを行い、運行開始前にルートは確定させておくよう留意いただきたい。